

徳島県離島振興計画

(令和5年度～14年度)

徳 島 県

目 次

離島振興の基本的考え方	1
-------------	---

伊島地域振興計画	4
----------	---

第1章 地域の現況	
第1節 地域の概況	5
第2節 地域の特性	5
第2章 計画の内容	
第1節 離島の振興の基本方針に関する事項	6
第2節 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項	6
第3節 産業の振興等に関する事項	7
第4節 就業の促進に関する事項	8
第5節 生活環境の整備に関する事項	9
第6節 医療の確保等に関する事項	10
第7節 介護サービスの確保等に関する事項	11
第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	11
第9節 教育及び文化の振興に関する事項	12
第10節 観光の開発に関する事項	12
第11節 地域間交流の促進に関する事項	13
第12節 自然環境の保全及び再生に関する事項	14
第13節 エネルギー対策に関する事項	14
第14節 防災対策・国土保全施設等の整備に関する事項	15
第15節 人材の確保及び育成に関する事項	16
第16節 その他に関する事項	16

出羽島地域振興計画	18
-----------	----

第1章 地域の現況	
第1節 地域の概況	19
第2節 地域の特性	19
第2章 計画の内容	
第1節 離島の振興の基本方針に関する事項	20
第2節 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項	20
第3節 産業の振興等に関する事項	22
第4節 就業の促進に関する事項	23
第5節 生活環境の整備に関する事項	23
第6節 医療の確保等に関する事項	24
第7節 介護サービスの確保等に関する事項	25
第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	26
第9節 教育及び文化の振興に関する事項	27
第10節 観光の開発に関する事項	28
第11節 地域間交流の促進に関する事項	29
第12節 自然環境の保全及び再生に関する事項	30
第13節 エネルギー対策に関する事項	30
第14節 防災対策・国土保全施設等の整備に関する事項	31
第15節 人材の確保及び育成に関する事項	32
第16節 その他に関する事項	32

離島振興の基本的考え方

1 計画の趣旨

この計画は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条の規定に基づき、徳島県が離島を有する阿南市及び牟岐町が地域の意見を反映して作成した離島振興計画案をもとに、広域的視点から県内離島地域の振興を図るために講じようとする施策の方向及び内容を定めるものである。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

ただし、今後、離島地域を取り巻く社会環境、経済情勢の変化や地域の自立的発展に向けた取組の推移等を勘案しつつ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

3 計画の対象地域

離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域に指定されている阿南市伊島及び牟岐町出羽島

4 地域の現況

本県の離島については、阿南市伊島が昭和32年に、牟岐町出羽島が昭和34年に離島振興対策実施地域に指定されている。

この指定以来、産業の振興に関しては、両島の主要産業である水産業の振興を目的として、漁港施設の整備、水産資源の培養のための魚礁の設置等を行うとともに、伊島においては、生活環境改善のためのコミュニティ・プラントの建設に努め、また、出羽島においては、医療環境充実のため診療所を改築するなど、令和4年度末までの60年余りにわたり離島地域の振興、活性化のための事業を積極的に行ってきた。

こうした結果、両島における社会基盤整備は着実に進み、基礎的条件の改善は一定の成果を挙げてきたものの、依然として医療施設等の生活基盤は十分でなく、本土との航路運行も天候に影響され不安定であるなど、多くの課題が残されている。

また、主要産業である水産業については、漁獲高の減少、魚価の低迷と後継者不足の問題が深刻化しており、急速な少子高齢化の進行に伴い、地域社会の活力低下が懸念されるという事態となっている。

一方、本県の離島は、いずれも室戸阿南海岸国定公園に指定され、豊かな海洋資源、変化に富んだ自然景観、時がゆったりと流れる感覚にさせてくれる生活環境、固有の歴史・文化など魅力ある地域資源に恵まれ、訪れる人々にやすらぎを与える個性豊かな地域であり、このことは、国民の自然とのふれあいを求める志向の高まりと合致する保養・余暇活動の場として、また、自然環境の保全や環境教育を行う場、本土へ新鮮な食料を安定的に供給する拠点として、国家的・国民的にも貴重な役割を担っている。

5 離島振興の基本方針等

両島は、離島振興法の制定以来、離島振興計画に基づき施策を実施してきた結果、基礎条件の改善等、一定の成果をあげてきたものの、人口減少及び高齢化の進展が著しい小規模な離島であり、基幹産業である水産業も停滞しているなど依然として課題が山積している。

一方、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供など国家的、国民的役割を担っており、その役割が十分に発揮されるよう、両島の特性を生かした地域づくりを推進し、自立的発展や地域間の交流を促進していく必要がある。

こうしたことから、両島において、住民が日常生活を営むために必要な環境の維持等を図り、自立的発展等に向けた地域づくりを推進していくため、地域の現状を踏まえるとともに両島固有の豊かな地域資源とその役割に光を当て、「人も自然も輝く活力ある島づくり」を基本方針に掲げ、喫緊の課題である、医療提供体制の確保充実、離島航路を中心とした生活環境の維持改善、事前防災・減災等に資する国土強靱化の推進、美しい景観の保全、高度情報通信ネットワークの充実及び活用推進、地域間交流・関係人口の増大による活性化、主要産業である水産業の振興などに向けた取組を重点的に進めるため、次の3つの目標に掲げ、国、市町、住民等とともに離島振興に係る各施策を推進する。

また、市町相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町に対する離島振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努める。

基本方針 人も自然も輝く活力ある島づくり

目標1 安全で安心して快適に暮らせる島づくり

- 住民一人ひとりが健康で安心して生活を送れるよう、診療所や救急搬送体制等、「医療を包括的かつ安定的に受けられる体制の確保」に加え、時間的・空間的ハンディの克服や新興・再興感染症対策等に資する「遠隔診療等の活用」を検討するなど離島医療の充実を図るとともに、より豊かな生活を送ることができるよう介護・福祉の各分野における提供体制の確保充実を図る。
- 住民の快適な生活を実現するため、持続可能な暮らしの要である「離島航路の維持及び利便性の向上」や電気、水道、ごみ処理等の生活環境の維持確保に努める。
- 災害から自分と家族及び地域を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域の防災対応力の水準を把握し、自助・共助・公助の適切な役割分担を明確にするなど総合的な取組を実施し、「事前防災・減災等に資する国土強靱化を推進」する。

目標2 地域資源を活用した豊かな島づくり

- 本県離島における他にはない豊かな自然環境を保全していくため、地域住民を主体とし、教育機関等とも連携した継続的な「希少植物の保全活動等の実施」を目指すとともに、豊かな自然を生かし、脱炭素社会に向け、地域の実情に応じた「再生可能エネルギーの導入」の検討を推進する。
- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、情報通信基盤の整備はもとより、行政、住民などがデジタル技術等を活用する能力を習得する機会を提供するなど「高度情報通信ネットワークの充実や活用を推進」するとともに、場所や時間にとらわれない多様な働き方に向けた「サテライトオフィスの活用を促進」する。

目標3 多様な主体による元気な島づくり

- 美しい景観や豊富な海洋資源など魅力ある地域資源を生かし、他地域に住む人や団体、大学などと連携した取組の実施や交流の場の提供等により、国内外を問わず新たな「地域間交流の機会形成を図る」とともに、海洋性レクリエーションなど「体験型観光を推進」することで、「関係人口等の増大に向けた地域づくりを推進」する。
- 両島の主要産業である水産業の「担い手の育成」に努めるとともに、「水産資源の維持・増大」、さらには「経営の多角化」等を支援することで、豊かな海洋資源を有する本県離島の特性を生かした活力ある地域づくりを推進する。

6 離島振興の評価

計画については、「PDCAサイクル」を用いた効果検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

伊 島 地 域 振 興 計 画

徳 島 県

第1章 地域の現況

第1節 地域の概況

1 地勢・気候

伊島は、四国最東端の蒲生田岬から東方約6キロメートルの紀伊水道上に位置し、面積は1.45平方キロメートル、行政区域は阿南市に属し、集落地を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されている小規模離島である。

地形は全島砂岩からなり、島面積の約75%が山林であり、集落は島の西側にある前島との間の狭い水道に面した2ヘクタールほどの平地に密集している。

気候は温暖であるが、台風や冬季の季節風により強い風が吹く。

2 人口

国勢調査による人口推移をみると、令和2年調査時点で人口125人、世帯数65世帯であり、平成22年調査時点の167人から10年間で25.1%減少し、同期間における本県全体の8.4%減、阿南市の8.7%減と比較しても人口減少は著しく、老年人口比率は47.2%に達し、急速に人口減少及び高齢化が進行している。

3 産業

紀伊水道と黒潮の影響を受けた周辺海域は、豊かな水産資源に恵まれ、水産業が基幹産業となっている。全就業者の約63%は漁業に従事しており、主にイセエビ・アワビ等の磯根資源を対象とした漁船漁業が営まれている。

第2節 地域の特性

本地域は、集落地を除く島全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、「イシマササユリ」をはじめとする希少植物が自生し、全国的にも貴重な野鳥が飛来するなど、環境汚染にさらされていない手つかずの自然環境が残されている。また、島の北東部にある野尾辺平野は環境省が選定した「日本の重要湿地500」に選定されている。さらに、島の周囲は無数の荒磯からなり、良好な漁場であると同時に、豊富な水産資源に恵まれた県下有数の磯釣り場となっている。

第2章 計画の内容

第1節 離島の振興の基本方針に関する事項

伊島における離島振興の基軸となるのは、島民によるコミュニティの活性化である。まずは地域住民が主体となり、漁業者などが協力して島内の産業振興の活性化に向けた活動を実施する中で、島づくり人材を確保していくことが不可欠である。ついで、多様な事業主体と連携し、島の自然、歴史や資源を活用した新たな活動を展開していく環境づくりに努める。

また、離島振興に寄与する人材の確保に努めつつ、地域住民と違った経験や知見を持った島外人材の誘致と人材活用につながる場を創出する。

さらに、すべての住民が快適で安心して暮らせる地域社会を構築するため、防災基盤、離島航路、医療体制、介護サービス及びその他生活環境等の維持充実に努めるとともに、住民の相互扶助による防災活動、福祉活動等を支援し、各分野における人材の育成に取り組む。

第2節 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項

1 現況と課題

(1) 航路

本土との交通は、伊島・答島航路のみであり、伊島漁港と本土答島の間15.4キロメートルを連絡船「みしま」（令和2年建造。軽合金船19トン。）が1日3往復、所要時間30分で運航している。

なお、離島航路を運営する伊島連絡交通有限会社の経営は厳しく、国、県及び市が欠損額を補助しているが、利用しやすいダイヤ設定や適正な運賃設定による収益性の確保等に努め、経営の安定化を図る必要がある。

(2) 島内交通

本地域は狭い平地に集落が密集しており、道路はコンクリート舗装で整備されているものの幅員が狭いため、交通手段は徒歩、自転車のみである。

(3) 情報・通信施設

携帯電話の通話環境はおおむね良好である。テレビについては、共同受信アンテナを設置し共同受信施設組合により地上デジタル放送に対応しているが、受信状態は天候に大きく左右される。

情報基盤施設については、以前は公共施設においては高速無線接続インターネット環境を整備していたが現在は廃止している。一般家庭におけるインターネット接続は、モバイルデータ通信のみ接続可能となっている。

2 施策の内容

(1) 離島航路の維持・整備

本土との定期航路は、住民の生活に密着した交通手段であるとともに、観光客等呼び込む離島振興を促進する上で欠くことのできない基盤であることから、今後も安全かつ円滑な連絡船の維持管理、また、待合室の整備など利便性・快適性の向上に努め、航路の安定的な輸送体制を図る。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会への対応

高度情報化の推進は、島民の生活の利便性向上や離島振興に不可欠となっており、高速大容量通信に向けて、民間事業者における5Gのエリアカバーの投資などを通じて、インターネットや携帯電話の利用環境の改善に努める。また、生涯学習の機会を捉えてスマートフォン等の操作能力の向上を図る。

第3節 産業の振興等に関する事項

1 現況と課題

令和2年国勢調査における就業状態をみると、就業者総数は73人で、その内訳は第1次産業46人（構成比63.0%）、第2次産業0人（構成比0%）、第3次産業21人（構成比28.8%）、その他6人（構成比8.2%）となっている。

主要産業である水産業については、良質な天然漁場に恵まれ、これまで実施してきた漁港施設の整備等により安定した漁業経営が行われてきた。一方で、就業者の減少、高齢化や漁業資源の悪化等により漁獲高が減少傾向にあるが、出荷形態の見直しにより令和3年1月から本土側の椿泊漁港への出荷に切り替えるなど、漁獲物の価格安定と経費削減による経営の安定化を図っている。

第1次産業のうち農業及び林業に従事する者はなく、全員が水産業に従事している。

第2次産業については、主を漁業とする者が漁船修理にも従事しているものがあるが、事業規模は零細である。

第3次産業については、調査時は小中学校の教員、また、旅館業・サービス業が主な業種である。旅館業については経営者の高齢化等により、将来的に廃業の予定である。

2 施策の内容

(1) 生産基盤等の充実

伊島漁港は、沿岸域で操業する漁船等の避難港でもあり、港内水域の静穏を高め、波浪などによる災害防止を図るため、物揚場などの改良を推進する。また、効率かつ安定的な漁業活動が可能となるように、交付金等を活用し、共同利用施設及び機械・器具の整備、輸送費支援等を行うなど、生産基盤等の充実に努める。

(2) 水産資源の増大

近畿圏などの都市部へ新鮮な魚介類を安定的に供給し、漁業所得の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金制度など各種交付金制度を活用し、計画的にアワビ等の種苗放流や資源管理を行うことで、水産資源の保持・増大に努める。

(3) 伊島産品での情報発信

伊島で獲れた水産物から特産品を開発し、安定した供給、収益確保を目指す。島内の漁業者と中小企業者が連携して、新商品開発を行い、販路拡大を図り、6次産業化の取組で連携することにより、伊島ならではの魅力を発信するとともに、交流人口の拡大につなげる。

(4) その他

空き家等を利活用して、宿泊滞在型の施設の充実を図るとともに、釣り、自然体験及び漁業体験などの豊富な水産資源を生かし、本土からの集客や島民との交流の促進を図ることで、関係人口の増加や産業振興の促進などに積極的に取り組んでいく。

また、本地域の振興に資する各産業について、関係自治体及びその他の主体と適切に役割分担及び連携を行いながら、支援措置、情報提供等を実施する。

第4節 就業の促進に関する事項

1 現況と課題

本地域における就業者の63.0%が漁業に従事しており、周辺海域にはアワビ・サザエ等の生息に適した磯が多数あることから、漁業従事者のうち大半の者が採介藻漁業を営んでいる。採介藻漁業は、他の漁業種類に比べ着業までの初期費用が低く、比較的着業しやすいため、今後も漁業後継者が安定して漁業経営を続けられるよう、アワビ等の種苗放流や水産資源の管理を積極的に進めていく必要がある。

2 施策の内容

(1) 後継者対策

新規就業者や漁業後継者を確保するため、市と漁業者が共同して、移住拠点を整備するとともに、漁師希望者を対象とした「お試し型移住」や「体験型移住」などにより、担い手育成の実現を目指す。

また、県、市と漁業者が共同して、就業に関する情報提供や相談窓口の開設、技術指導等の研修を実施するとともに、融資制度を活用し、新規就業する場合に必要な初期投資への支援をしていく。

(2) 特産品の開発

未利用資源をはじめ、豊富な漁業資源を生かした商品開発を行い、6次産業化を推進するなど雇用機会の増大と経営の安定化を図っていく。

第5節 生活環境の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 電気

昭和43年度に海底ケーブルが敷設され、電力普及率は100%となっている。自然災害等に伴い、停電回数が増加している。

(2) 水道

昭和30年に簡易水道を敷設し、ダム貯留水、伏流水、地下水など、あらゆる水源により水の確保を行ってきたが、渇水期の水不足、水質悪化など、良質な水の安定供給が課題となっている。

(3) ごみ処理

島内の家庭ごみは島外へ搬出して処理を行っている。特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める家電廃棄物については、島民が自ら本土まで搬送するか、あるいは家電製品の買替時等に本土の小売店によって収集されているが、後者の場合は本土より高めの配送料を住民が負担する傾向にある。

漂着ゴミの問題については、行政がボランティア団体をはじめとする各種団体と連携しながら清掃活動に取り組み、その処理については補助金等の各種制度を活用し、適切に処理できるよう体制を構築する必要がある。

(4) し尿処理等

平成12年度にコミュニティ・プラントが完成し、当施設にて生活雑排水を集散的に処理している。

2 施策の内容

(1) 水道施設の整備

簡易水道については、安定的な水質の維持、水の供給に努めるために、浄水施設等を定期的に更新するとともに配水施設等の基幹改良工事を行っていく。

(2) ごみ処理

廃棄物については、地域における生ごみ処理機の普及を促進するとともに、観光客等へのごみ持ち帰りの意識を啓発し、廃棄物の減量化に取り組む。

また、不燃ごみ等については、分別収集の徹底と搬送体制の強化に努め、本土において適正に処理・再資源化していく。

漂着ゴミの問題については、県、市及び各種団体が連携し、自然環境の保全を目的としたボランティア活動が展開できるよう体制を整えていく。

(3) し尿処理等

公共用水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造するため、コミュニティ・プラントの利用促進と適切な維持管理に努める。

第6節 医療の確保等に関する事項

1 現況と課題

医療施設としては、阿南市設置の伊島診療所があるが、医師は常駐しておらず、週1回の定期的な診療は行われているものの、専門的医療をはじめとし、本土医療機関への依存度が極めて高い状況にある。

また、救急患者の搬送については、地元住民の相互協力のもと、自家用船で本土へ搬送しているが、住民の高齢化や、悪天候時など航行が困難な場合等、緊急時の輸送手段の安定確保も課題となっている。

2 施策の内容

医療については、住民はもとより、島を訪れる方が安心して地域に滞在するための最重要課題であることから、「徳島県保健医療計画」に基づき、地域の保健医療体制の整備充実に努めることとする。

(1) 医療体制の充実

伊島の医療体制においては、本土の医療機関等との連携を図り、継続的な医療従事者の確保や、オンライン診療の導入を検討することによって持続可能な診療体制を確立し、継続した医療の提供に配慮する。

また、各種検診や必要な医療を受ける機会の確保のため、本土側の医療サービスを利用しやすい環境づくりに向けた検討を行う。

救急医療搬送について、ドクターヘリの活用や海上保安庁との連携を検討するなど本土と一体的な救急搬送体制を確立する。

(2) 保健サービスの充実

妊婦等に関しては、阿南市妊婦健康診査等支援事業として、妊婦健診及び出産のための通院又は入退院の際に負担する交通費を助成している。また、妊産婦から乳幼児、成人期、高齢者の保健指導に関しては、他の地域と同等に個人の特性を考慮して保健指導を行う。

(3) 感染症発生時の対応

伊島地域は高齢化率が高く、地理的条件から居住する場所が限られており、常駐の医師もない状況であるが、島内で感染症が発生した場合等においても、島民が本土とできる限り同様の医療等のサービスが受けられるよう適切な配慮をする。

高齢者の重症化や集団感染の恐れがあるため、感染症の回避行動（こまめな手洗い、手指の消毒、3密の回避、適度な換気）のほか、体調不良時の連絡船利用を控えるなど、予防啓発を行う。

第7節 介護サービスの確保等に関する事項

1 現況と課題

介護保険事業については、住民で組織する伊島町会が介護サービス事業者指定を受けているが休止状態となっていることから、今後においては、行政と伊島町会との情報交換を行いながら、島内の介護サービスの充実を図る必要がある。

2 施策の内容

高齢者が住み慣れた家庭、地域で生き生きと自立した生活を営むことができるよう、高齢者の介護予防に努めるとともに高齢者や家族に対する相談援助体制の向上を図り、円滑な介護サービスの提供体制の充実を推進する。

第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

1 現況と課題

本地域の高齢化率は47.2%（令和2年国勢調査時点）となっており、市内第1位の超高齢化地域となっている。

今後においては、人口減少及び高齢化の進行、地域福祉の担い手不足といった現状を踏まえ、本地域の地域課題の解決や社会資源を活用した新たな取組を推進するために、市が主体的に地域住民と意見交換を行い、多様な機関と連携しながら、住民主体の地域福祉活動を支援し、「地域共生社会の実現」に向けて取り組む必要がある。

2 施策の内容

(1) 高齢者及び障がい者福祉

本地域において、高齢者自身が健康でいきいきと暮らし続けられることが大変重要であることから、高齢者が主体的に取り組む「生きがい活動支援事業」及び「いきいき100歳体操」を継続的に支援し、人と人とのつながりにより支え合う地域づくりを推進する。

また、市においては、本地域に住む高齢者が連絡船を無料で利用できる乗船券を交付し、高齢者の社会参加の促進に努める。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して、いきいきとした生活を送れるようにするために、心身の状況やニーズを的確に把握し生涯を通じて一貫したきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係機関の総合的な連携のもとに、適切な福祉サービスの提供体制の充実に努める。

(2) その他の福祉

市が設置するへき地保育所が1箇所あり、令和4年4月時点において、入所児童がいないため休所しているが、入所希望がある場合に備え、施設の適切な維持管理を行う。

第9節 教育及び文化の振興に関する事項

1 現況と課題

(1) 学校教育

本地域には、小学校及び中学校が各1校設置されているが、令和3年度末には、在籍していた児童生徒が本土の学校へ転出及び校区外通学となったことから、令和4年4月時点で小中学校ともに休校となっている。

(2) 社会教育・生涯学習

生涯学習の拠点としては、集会所（伊島分館）があり、主に地域の各種会合や様々な活動に利用されている。

(3) 歴史・文化等

本地域からは、古墳時代の土器片が採取されており、紀伊水道における民族移動を研究する上で貴重な資料となっている。

文化財については、空也上人の作と伝えられる松林寺十一面観音像、三十三の石仏が並ぶ「西国三十三番ミニ霊場」、漁業の安全を祈願する弁才天、不動明王の石像等があり、民俗的にも、空也上人や観音信仰に関する伝承が多く残っている。

2 施策の内容

(1) 学校教育

市内外の小中学校を対象として、自然体験、漁業体験学習及び宿泊学習等を受け入れ、休校中の小中学校を利活用して、島民との交流を図るとともに、地域の豊かな自然や島の魅力について情報発信に努める。

(2) 社会教育・生涯学習

家庭、地域社会等が一体となり、誰もが地域への愛着と誇りを持てるよう、地域ニーズ、学習ニーズを適宜把握しながら生涯学習活動を推進していき、学習相談体制の確立を図りながら、次世代を担う人材育成にもつなげていく。将来的には、高速大容量通信の時代に向け遠隔教育も視野にいれ、各種地域学習の充実につなげていく。

第10節 観光の開発に関する事項

1 現況と課題

本地域は、室戸阿南海岸国定公園に指定され、これまで大規模な観光開発は行われておらず、手つかずの自然環境が数多く残された状況にある。

観光資源としては、初夏に優雅な花を咲かせるイシマササユリや高さ30メートルの潮を噴き上げる洞窟等があり、全国的に貴重な野鳥の生息も報告されている。

また、周辺海域は好漁場で、県下有数の磯釣り場であることから、宿泊施設及び集客施設等を含めた新たな観光コース・観光メニューの創出に向けて支援する。

2 施策の内容

(1) 体験型観光の推進

地域の主体的な取組のもと、個性豊かな海洋資源を活用し、海洋性レクリエーションや自然体験等の振興を図る。また、地域の自然環境をそのまま生かした遊歩道を整備し、野鳥観察やウォーキングなどの多種多様な余暇活動を楽しむことができる魅力ある島づくりを目指す。

(2) 受入態勢の整備

受入態勢の現状については、民宿が廃業を予定しており、島内での宿泊施設はなくなる予定である。これに替わるものとして、休校した校舎や教員宿舎等の有効な利活用も含め、観光客等のニーズに応えながら、新たな需要を掘り起こしていく。

(3) 観光情報の発信

小規模離島をテーマとする魅力的なPRによる情報発信など、充実した観光情報の発信に努めるとともに、観光案内板の整備に努める。

第11節 地域間交流の促進に関する事項

1 現況と課題

他地域との交流については、本土側住民と協働で行っているイシマササユリの保護活動等の実績があるが、小中学校が休校した今後は、市内の高等学校、高等教育機関及び関係機関と交流機会をさらに拡大し、地域の活性化につなげていくことが重要である。

令和4年度現在、サテライトオフィスは島に1件あるが、島外との交流の場づくりなど様々な活動を展開するため、関係機関との連携のもと、誘致活動を強化することが重要である。

2 施策の内容

(1) 体験型観光の推進

本地域内の小中学校は休校となったが、本土の小中学校の児童生徒が離島体験学習を通して、豊かな人間性や社会性を育むとともに、島民との交流機会の拡大を図る。

また、自然環境に対する関心が高まる中、本地域の優れた海洋資源を生かした体験型観光、自然環境の保全を目的とした調査研究やボランティア活動、休校した校舎を利用した他地域との交流を推進し、地域活性化を図り、自立的発展を促進する。

この過程においては、住民、行政、学識経験者等によるワークショップを開催するとともに、マンパワーが必要である。

(2) 受入態勢の整備等

地域住民を中心に交流の担い手となる人材の育成、組織づくりを進めるとともに地域間交流の拠点として、学校や集会所等のストックを有効活用することも検討する。

また、引き続きサテライトオフィスの誘致等を推進するため、ワーケーションなど誘致を可能とする施策や施設の整備を検討する。

第12節 自然環境の保全及び再生に関する事項

1 現況と課題

本地域は、集落地を除く島全体が室戸阿南国定公園に指定され、手つかずの自然環境が残されている。また、イシマササユリの保護のため阿南光高校がバイオ栽培したイシマササユリを植える活動も行っている。

また、本地域には地域外からの多くのごみや流木が漂着し、自然環境の保全はもとより、海上交通や漁業活動にも悪影響を及ぼしている。

2 施策の内容

貴重な自然環境の保全に努めるとともに、家庭ごみ等の減量化及び再資源化を進め、全国に誇れる人と自然とが共生するコミュニティを構築していく。

また、漂着ゴミ対策として、海岸線の管理者及び各種団体との幅広い連携を推進し、清掃活動を実施するなど、一丸となって地域の自然環境を保全していくよう努める。

第13節 エネルギー対策に関する事項

1 現況と課題

本地域の家庭エネルギーは、供給が安定的な電気である。工場等の大規模な施設はない。

需要のひっ迫で電力不足が懸念されている中、災害等にも強い再生可能エネルギーへの変換を検討する必要がある。

2 施策の内容

豊かな自然環境を生かした太陽光発電等の再生可能エネルギーへの変換を検討する。

また、原油高騰は、本地域と本土を結ぶ離島航路の経営に直結するため、連絡船の燃料費抑制に努めていく。

第14節 防災対策・国土保全施設等の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 消防・防災体制

本地域は海岸沿いの集落に人家が密集しているため、火災による類焼の危険性が高い。

また、近い将来には南海トラフ巨大地震の発生も予測されているところである。

このため、地元消防団及び伊島地区防災会を組織し、火災や災害の発生に備えている。

(2) 国土保全施設

急傾斜地や地すべり地区の対策はほぼ完了している。

また、過去から豪雨時には土砂災害や浸水被害が発生していたことから、自然災害を未然に防止するため砂防えん堤等の整備を行っており、島民の安心安全な生活に寄与している。

2 施策の内容

(1) 南海トラフ巨大地震対策の推進

県では、東日本大震災の課題と教訓から、早急に実施すべき対策を網羅した「とくしまー0作戦」地震対策行動計画を平成23年度に策定し、毎年度、進捗管理及び改定を行いながら、各種施策を推進している。

市においても、地域防災計画に基づき南海トラフ巨大地震対策を推進し、地域住民、関係機関等が一体となって地震・津波に対する備えを強化する。その一環として平時から地震・津波の発生を想定した防災訓練や啓発活動に取り組むとともに、避難施設の救援物資の備蓄等を計画的に進め、災害時の適切な対応を確保する。

(2) 地域防災体制の充実

自主防災組織の充実、強化及び消防団員の育成に努めるとともに、本土と連携した防災体制を構築する。

また、消防用設備については、高齢者等でも操作可能な施設整備を推進する。

(3) 国土保全施設の整備

急傾斜地や地すべり地区については、現場の状況に応じて適切な対策を施し、人命の安全を確保する。

第15節 人材の確保及び育成に関する事項

1 現況と課題

本地域の人口減少とともに、高齢化が加速する中で、島民自らが発足する多様な活動は展開できない状況である。島内外の多様な主体や企業等と連携し、離島振興に寄与する島づくり人材の確保を図る必要がある。

2 施策の内容

伊島町会等の島内人材や島外における多様な主体と連携し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、UJIターン等により人材を確保するため、就業等に関する情報提供等を行うとともに、地域を担っていく若者が帰島して生活していく上で、コミュニティ形成に不可欠なマンパワーを行政側がバックアップを行う。

第16節 その他に関する事項

1 産業振興促進事項

本事項は主として阿南市で定める産業振興促進事項について、記載するものとする。

(1) 産業の振興を促進する区域

本事項の対象地域は、離島振興対策実施地域として指定されている伊島全域とする。

(2) 振興すべき業種

本事項における業種は、農林水産業、製造業、小売業、飲食業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、その他サービス業等とする。

(3) 期間

本事項の期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。

(4) 当該業種の振興を促進する上での課題及び事業内容

本事項については、「伊島地域振興計画」の第3節、第4節、第10節、第11節の該当部分のとおり。

(5) 役割分担に関する事項

主体	役割
徳島県	各種制度の活用促進及び設備投資・雇用促進等の情報提供、その他の支援等
阿南市	各種制度の活用による地域振興及び産業振興の促進、産業振興推進のための各種団体への支援・助言等
各関係団体等	人材育成等

(6) 目標

【農林水産業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【製造業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【小売業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【旅館業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：1件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：1名

【飲食業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：4名

【農林水産物等販売業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【情報サービス業等】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：1件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【その他サービス業等】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：1件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

(7) 評価に関する事項

目標の達成状況評価に関しては、阿南市及び伊島町会等で5年ごとに行い、徳島県に報告する。

出羽島地域振興計画

徳島県

第1章 地域の現況

第1節 地域の概況

(1) 地勢・気候

出羽島は、牟岐川河口の南約4キロメートルの太平洋上に位置する外海・本土近接型離島で、面積0.65平方キロメートル、行政区域は海部郡牟岐町に属し、集落地を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されている。

地形は台地状をなし、島の面積の約77%、50ヘクタールを林野が占めており、耕地はほとんどなく、家庭菜園として利用されている程度である。

島の北部、本土に面して出羽島漁港があり、港の周辺2ヘクタールほどの平地に人家が馬蹄形に密集して集落を形成している。

気候は極めて温暖で、冬期においても積雪はおろか降霜さえほとんど見ることがない。

(2) 人口

国勢調査による人口推移をみると、令和2年調査時点で人口68人、世帯数44世帯であり、平成22年時点の94人から10年間で27.7%減少し、同期間における本県全体の8.4%減、牟岐町の22.4%減と比較しても人口減少は著しく、老年人口比率は約70%となっていることから憂慮すべき状態である。

一方で、年少人口は令和2年調査時点で3人、平成22年調査時点では0人、生産年齢人口は令和2年調査時点で19人、平成22年調査時点では18人となっており、移住等により増加している。

(3) 産業

基幹産業は水産業であり、アマダイなどを対象としたはえ縄、トコブシ、テングサ等の採貝や採藻が主体であるが、担い手の高齢化と漁獲高の減少が著しく、地域経済の停滞が顕在化している。

第2節 地域の特性

本地域においては、国指定天然記念物「出羽島大池のシラタマモ自生地」に自生するシラタマモをはじめとする稀少植物やハイビスカス等の亜熱帯植物が生育するなど環境汚染にさらされていない豊かな自然環境が残されている。

平成29年2月には、昭和中期の雰囲気醸し出す「みせづくり」と称される伝統的家屋の街並みが、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、家屋の保存事業が行われている。

また、野口雨情の歌碑が建立されているなど文学とのゆかりも深く、訪れる人々にやすらぎを与える「癒しの空間」を形成している。

この豊かな自然環境と歴史・文化・風土に培われた景観は、県民共有の価値ある財産として後世へ引き継ぐ必要性があるとともに、国民の癒し志向と合致する余暇活動の場、自然体験・環境教育の場として、また県南部の広域的な観光振興を図るための地域資源として、貴重な役割を担うものである。

さらに、全国的にも珍しい石積み堤防が残る周辺海域は、豊かな水産資源にも恵まれ、本土・京阪神へ新鮮な魚介類を供給する拠点としての役割を有している。

第2章 計画の内容

第1節 離島の振興の基本方針に関する事項

出羽島における離島振興の基本理念は、本土と連携した「昭和中期の世界にタイムスリップし、人と人、自然と人とが共生する癒しの空間の島づくり」を指すとしており、島を訪れる人々が思い思いに島の人、自然、歴史、文化などと触れ合うことができる環境を整備することである。

また、主要産業である水産業と調和した海洋資源や重要伝統的建造物群保存地区を生かした滞在交流型観光による観光地域づくりを柱とし、環境美化や自然保護の心構えを充実させた観光振興を図り、そこから観光地としての魅力を構築していく。

そのためには、地域の主体的な取組のもと、交流の担い手となる組織づくりと人材育成を進め、受入態勢の充実を図るとともに、本土の人々が気軽に地域で滞在することができるよう、交通の利便性や快適性を併せ持つ航路の充実を図るとともに宿泊施設及び生活利便施設の整備を推進する。

さらに、すべての住民が健康で安心して暮らせる地域社会を構築するため、情報通信基盤、防災基盤及び医療体制の充実に努めるとともに、住民の相互扶助による防災活動、福祉活動等を支援し、各分野における人材の育成に取り組むこととする。

第2節 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項

1 現況と課題

(1) 航路

本土との定期航路は、牟岐・出羽島航路があり、出羽島漁港と牟岐漁港の間4キロメートルを大生丸（おおいけまる。平成30年建造。FRP船19トン。定員70人）が一日6往復、片道15分で運行し、年間約1.9万人（令和3年度）を輸送している。

これまで、航路事業者は、本土の公共交通機関との連携を図ったダイヤ運行に努めるとともに、国、県及び町は欠損額への助成を行い、航路の維持に努めてきたが、人口減少に伴う利用者数の減少が顕著となっている。

また、定期船から乗降の際、岸壁と段差が生じており、高齢者や身体障がい者にとっては非常に危険な状態となっている。

(2) 島内交通

本地域は狭い平地に集落が密集していることから、道路の幅員が狭く、島内の交通手段は自転車や手押しの荷車等に限定され、自動車はし尿収集車両が一台あるのみである。

また、集落内の生活道路については、アスファルト等で舗装されているが、路面にひび割れ、段差等が見られ、高齢者の歩行や災害時の避難活動等に支障をきたしているとともに近年高潮による低地の浸水被害も起こっている。

(3) 情報・通信

電話は、全域が普通加入区域であり、携帯電話の通話環境も良好で、防災行政無線も設置されている。

情報通信基盤については、平成21年度に牟岐町全域で光ファイバー網を整備し、光インターネットの利用が可能となった。

2 施策の内容

(1) 離島航路の維持・整備

本土との連絡航路は、住民の生活に密着した交通手段であるとともに、今後の地域間交流を推進する上で欠くことのできない社会基盤であることから、引き続き維持・強化を行う。

また、高齢者等の利用に配慮したバリアフリー棧橋の整備についても検討する。

引き続き本土の公共交通機関との連携を図りながら利便性の高いダイヤを編成し、乗客サービスの向上に努めるとともに人の往来及び物資流通に要する費用の低廉化を図る。

さらに、観光など他地域との交流機会の拡大などにより、本航路の利用者を増大し、安定的な輸送体制を確立する。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会への対応

島内は全世帯インターネットを接続できる環境を整えており、本土と同様に維持管理を行っている。しかしながら、インターネットの利用者が少ないため、IT講習会等の開催により住民の情報活用能力を高め、情報通信を活用した住民の自主的な島おこし活動や、それを支援する人的ネットワークの形成を促進する。

(3) その他

集落内の生活道路については、路面補修、段差解消及び避難路への手すり設置など、高齢者等が快適で安全に暮らせるまちづくりを推進するとともに高潮による低地の浸水対策を図る。

第3節 産業の振興等に関する事項

1 現況と課題

令和2年国勢調査における就業状態をみると、本地域の就業者総数は22人で、その内訳は第1次産業15人（構成比68.2%）、第2次産業3人（構成比13.6%）、第3次産業4人（構成比18.2%）となっている。

第1次産業のうち、農業及び林業に従事する者はいないが、主要産業である水産業についてみると、本島は北上する黒潮の影響を強く受け、天然漁場に恵まれた条件下にあり、タイ、アマダイ等の中高級魚を対象とした一本釣、アワビ・トコブシ等の採貝、テングサ採取等の沿岸漁業が盛んである。

また、本地域の漁業者は、平成4年の漁協合併以降、本土の牟岐町漁協に属し、漁獲した魚介類は主として本土へ直接水揚げしている。

近年は、磯焼けなどにより漁業環境が悪化し、その対策としてアオリイカ産卵場造成、飼付漁場の造成、魚礁の設置、アワビ・トコブシ等の種苗放流、ウニ駆除による水産資源の増大に取り組んできたが、担い手の減少、高齢化及び魚価の低迷などにより漁獲高の減少に歯止めがかからず、非常に厳しい状態に直面している。

平成29年度に開講した「とくしま漁業アカデミー」卒業生3名が、若手漁業者として移住している状況もあるが、漁業者の高齢化は激しく、担い手確保・育成は急務である。

第2次産業及び第3次産業については、島内の事業所は少なく、本土へ通勤するものが就業者の大半を占めている。

2 施策の内容

本地域の振興に資する各産業について、関係自治体及びその他の主体と適切に役割分担及び連携を行いながら、支援措置、情報提供等を実施するとともに、本地域の主要産業は水産業であることから、次の施策により特にその振興を図るものとする。

(1) 水産基盤等の充実

周辺海域の水産資源を増大し、本土へ新鮮な魚介類を安定的に供給するため、引き続き漁場・藻場の造成や種苗放流等を推進する。また、他地域の漁業者との調整を図りながら適正な資源管理に努め、漁場の持続的な利用及び漁業者の利便性を確保するため、漁協支所機能の存続を支援する。

(2) 観光型漁業への転換及び多角化の推進

地域の海洋資源を生かし、漁業体験やテングサ採取体験など観光型漁業に取り組むとともに、釣り、クルージング等のマリンスポーツとの連携を進め、漁家経営の多角化を図り、魅力ある産業として後継者の確保を図るものとする。

第4節 就業の促進に関する事項

1 現況と課題

本地域では人口減少が継続しており、特に60歳未満の人口は本地域全体の30%程度となる状況である。

また、本地域における就業者の大半は漁業に従事しており、周辺海域はアマダイ、アオリイカ等の好漁場ではあるが、高齢化が進み若年層の漁業者はほとんどいない。一方で、平成29年度に開講した「とくしま漁業アカデミー」卒業生3名が、若手漁業者として移住している例もあるが、依然として、新規就業者やUJIターン等による漁業後継者の確保が急務であり、漁業以外の島の特性を生かした産業の振興による雇用の確保も必要である。

2 施策の内容

若年層を中心とした雇用機会の拡充が必要であり、地域の特性や独自性を生かした産業の振興を図りながら、地域における自主性や創意工夫を生かした良好な雇用機会の拡充や産業の振興に必要な実践的な職業能力の開発及び向上等就業の促進のための施策に取り組む。

具体的には、新規就業者やUJIターン等による漁業後継者を確保するため、県、町と漁協等が共同して就業に関する情報提供、相談窓口の開設、技術指導等の研修を実施する。

また、漁業近代化資金等の制度融資を活用し、新規就業する場合に必要な初期投資への支援を行う。

第5節 生活環境の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 電気

昭和41年度に海底ケーブルが敷設され、電力普及率は100%となっている。

(2) 水道

昭和47年度に水源を本土内妻川に求めた海底送水管が整備され、水道水が安定的に供給されている。

なお、平成28年度末に出羽島簡易水道は認可上廃止され、町内1水道として創設された牟岐町簡易水道に統合されている。

(3) ごみ処理

ほとんどの家庭で生ごみ処理機による自家処理を行っており、島をあげて廃棄物の減量化に取り組んでいる。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める家電廃棄物及び不燃ごみ等については、海部郡衛生処理事務組合が運営するし尿運搬船で本土まで搬送し、適正に分別処理・リサイクルが行われており、地域住民が負担する費用についても本土と格差がないものとなっている。

一方、台風や豪雨の後は、島外から大量のごみが漂着し、地域住民が協力して清掃を行っている。地域住民による清掃活動も高齢化の進行により年々活動が困難となりつつある中、ボランティア団体による清掃活動が年2回実施されている。

(4) し尿処理等

し尿については、島内に浄化槽設置世帯はなく、定期的に車両で収集し、し尿運搬船により本土へ搬送している。しかし、生活雑排水は未処理のまま海へ流入しているため、環境保全の観点から、合併処理浄化槽等の普及促進が望まれている。

2 施策の内容

(1) 水道

水道については、既存の滅菌室・ポンプ等の水道設備を定期的に更新し水質の維持に努める。

(2) ごみ処理

引き続き、生ごみ処理機の普及を促進し、住民の自助努力のもと廃棄物の減量化に取り組むとともに、漂着ごみ対策として、本土側の住民や自治体等と連携した清掃活動を実施するなど、県民ぐるみで地域の自然環境の保全に努める。

(3) し尿処理等

し尿及び生活雑排水の処理対策として、合併処理浄化槽の設置を促進し、きれいな海洋環境を保全していく。

第6節 医療の確保等に関する事項

1 現況と課題

医療体制については、昭和38年に県立海部病院を親病院として出羽島診療所が開設され、翌年には、県立出羽島診療所として独立、現在は県立海部病院等の医師が週3回の診療を実施している。

海部病院との間では、ファクシミリや電子メールを利用した診療支援も行われているが、専門的医療をはじめ大半を本土に依存している。

また、救急患者については、住民の相互協力により漁船等で本土へ搬送しているが、悪天候時など航行が困難な場合もあり、住民は医療に対して大きな不安を抱えている。

2 施策の内容

医療については、住民はもとより観光客等が安心して地域に滞在するための最重要課題であることから「徳島県保健医療計画」に基づき、地域の保健医療体制の整備充実に努めることとする。

(1) 医療体制の充実

県立出羽島診療所においては、住民の健康状態等に応じて診療日数の拡充に努めるとともに、県立海部病院をはじめとするへき地医療拠点病院との連携を強化し、高齢化に対応した医療体制を構築する。

また、町は、妊婦や乳幼児が健康診査や予防接種等の受診をする機会を確保するため、受診に係る交通費等の支援を行う。

なお、緊急時におけるドクターヘリや防災ヘリコプターの活用など、本土と一体的に救急搬送体制の整備を図るとともに、情報通信基盤を活用した遠隔医療の充実を検討する。

(2) 保健医療サービスの充実

住民の健康増進を図るため、定期健康診断や保健セミナー等への参加を促すなど、住民自らが健康づくりを意識して、改善することができるよう支援し、健やかな地域社会づくりを推進する。

(3) 感染症発生時の対応

島内で感染症が発生した場合等においても、島内の漁船にて感染者を搬送するなど、できるかぎり島民が他地域の住民と同様の生活及び福祉サービスを享受できるよう適切な配慮を行う。

また、定期船等に不要不急の渡航を抑制する張り紙等を行うとともに、町としてもホームページ等で同様の広報を行うなど、島内への感染症の持ち込みを防ぐ対策を行う。

第7節 介護サービスの確保等に関する事項

1 現況と課題

高齢化が進行する牟岐町内においても特に高齢化が著しい本地域では、高齢者の1人世帯や高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護が課題であり、介護サービスが必要不可欠である。

しかしながら、離島であるがゆえの交通の不便さにより、訪問系サービス（ヘルパー派遣等）や通所系サービス（デイサービス等）等の民間事業所が参入しにくく、介護予防の観点から地域支援事業で生活管理指導員派遣事業（ヘルパー派遣）を行い、健康相談等を定期的開催している。

2 施策の内容

比較的活発な日常生活活動が介護予防に大きく貢献している本地域であるが、高齢化、1人世帯化、老老介護の進行等、諸問題が山積しており、より一層の介護予防サービスや介護サービスの充実が必要である。

こうしたことから、現状のサービスの継続及び充実や新規事業者の参入を促進する。

また、生きがい活動支援通所事業の参加者を増やすため、参加したくなるような多彩なメニューの展開を行うとともに、健康相談の開催数を増やすことにより細やかな相談に対応できる体制を構築する。

第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

1 現況と課題

(1) 高齢者及び障がい者福祉

令和2年国勢調査によると本地域の老年人口比率は67.6%であり、牟岐町全体の53.9%と比較しても著しく高く、一人暮らしの高齢者も増加していることから、町は民間事業者との連携のもと、保健師やホームヘルパー等による訪問活動をはじめ、平成11年に開設した保健福祉センターにおいてデイサービスを実施するなど、高齢者への支援を行っている。

また、本地域では、従来から住民の相互扶助による地域福祉活動が進められてきたが、高齢化が進行する中、地域福祉の維持が困難となりつつある。

障がい福祉では、月に一回の自立支援協議会や必要に応じた個別ケース会議を開催し、関係機関と連携した支援を行っている。

現在島内の福祉サービス利用者はいないが、今後希望があった場合など、支援が必要となることが考えられる。

(2) その他

保育所は、出生児数の減少に伴い、平成2年度に廃止されている。

2 施策の内容

(1) 福祉サービスの拡充

本地域は老年人口比率が著しく高く、令和14年には80%を超えると予測されており、今後はさらに高齢者福祉を増進していくことが重要である。

こうしたことから、町は、本土の社会福祉協議会や福祉事業者等と連携し、地域における福祉サービスの充実を図るとともに、一人暮らしの高齢者が安心して生活できるよう緊急通報電話の設置を推進し、緊急時の救援・救護体制の確保に努める。

県は、保健福祉サービスを担う人材の育成・確保に努め、町の介護保険事業等の円滑な実施を支援する。

また、現在島内から通所している障がい者はいないが、今後障がい特性に応じた就労支援が必要とされることが考えられる。また、障がい者が定期船を利用して障がい者施設へ通所するための支援について配慮する必要がある。

(2) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が持つ様々な知識や経験と島の暮らしぶりを次世代へ伝えるため、本土児童等との交流会を開催し、高齢者が生きがいをもって社会参加できる環境づくりに取り組む。

第9節 教育及び文化の振興に関する事項

1 現況と課題

(1) 学校教育

文教施設については、出羽小学校が平成21年度に廃校になり体育館は集会所として、運動場は緊急時のヘリポートとして活用している。

島内の小・中・高校生は令和4年4月1日現在ではない。通学する場合、高校生は通学時間と連絡船の就航時間との関係で本土に下宿することとなるため、保護者にとっては経済的、精神的な負担となる。

(2) 社会教育・生涯学習

島内に社会教育施設はなく、漁村センターにおいて、人権研修、地域課題の学習会、俳句講座等の活動が行われている。

(3) 文化的資産・財産

本地域の大池には、世界的にも希少で、国指定天然記念物に指定されているシラタマモが自生している。一時は絶滅の危機にさらされたが、専門家や地域住民の熱心な保護活動により、平成7年の調査以降は順調に繁殖している。集落においては「みせづくり」と称される伝統的家屋の町並みが残存し、独特の風情を醸しており、平成29年には、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されたが、全体的に家屋の老朽化が著しく、家主不在の家屋が増加していることから、維持・保存していくことが課題となっている。

また、出羽島港には、明治4年頃に築造された、全国的にも珍しい石積み防波堤が残存しており、現在も漁港の最も重要な防波堤としての役割を担うとともに、歴史的・景観的にも重要な建造物として評価されていることから、「出羽島の漁業史記念物」として、今後も維持・保存していくことが重要である。

2 施策の内容

(1) 通学費助成

現在島内から通学している児童・生徒はいないが、定期船を利用して本土の小・中学校へ通学する経費について、町が助成する条例を定めており、保護者の経済的負担の軽減と地域からの人口流出の抑制を図っている。

なお、児童・生徒の修学の確保に資するためには、寄宿して通学する高等学校の生徒への支援に配慮する必要がある。

(2) 本土の教育機関等による地域資源の活用

本土の学校の学習課程や県立牟岐少年自然の家などにおいて、本地域の自然環境、歴史・文化及び水産業等を活用した体験学習・環境教育を推進し、自然保護の重要性や地域固有の民俗に対する理解を深める。

(3) 社会教育・生涯学習の推進

町は、学習相談体制の充実を図りつつ、地域住民の学習ニーズの把握に努め、高齢者等の生きがいに配慮した生涯学習を推進する。

また、県としても、広域的な観点から指導者の養成・確保に努め、学習情報の提供等の支援を行う。

(4) 文化的資産の保存・活用

国指定天然記念物「出羽島大池のシラタマモ自生地」については、調査を継続し保護に努めるとともに、周辺環境の保全に取り組む。

また、伝統的家屋の町並みについては、県と町が連携し、「牟岐伝統的建造物群保存地区」都市計画に基づき景観保存に努め、その文化的価値を積極的に広報し、観光振興につなげる。

第10節 観光の開発に関する事項

1 現況と課題

本地域においては、これまで大規模な観光開発は行われておらず、手つかずの自然環境が残されている。

観光資源としては、本島に近接する大島、津島などの県下有数の磯釣り場、美しい珊瑚等が観賞できるダイビングスポット、温暖な気象条件下で生育する亜熱帯植物や国指定天然記念物「出羽島大池のシラタマモ自生地」、伝統的家屋の町並み等があり、山頂の灯台からは太平洋の雄大な眺めを一望することができる。

観光客は、主に釣りや島ガイドツアーを中心に年間約7,000人近くが来島しているが、ほとんどが日帰りであり、観光収入に結びついていない。

2 施策の内容

県、町及び住民等との協同のもと、島の温暖な気候と豊かな自然環境、本土に近接した地理的特性を生かし、本土の住民にとって身近な「癒しの空間」の形成に努め、同時に、海洋資源に恵まれたレクリエーション活動の場として、魅力ある島づくりを進める。

(1) 滞在交流型観光の推進

海洋資源や重要伝統的建造物群保存地区等を生かした滞在交流型観光を推進し、都市や農山村等との交流人口の拡大を図りながら、地域の創意工夫による自立的発展を目指す。

そのため、地元漁業者をはじめとする住民を中心とした組織づくりを進め、交流の担い手となる人材の育成に努める。

また、住民が観光ガイドを務め、地域の歴史、文化、景勝等を観光客に紹介する態勢の整備を検討する。

(2) 観光情報の発信

本土との広域観光ルートを形成し、県、町及び観光事業者等は相互に連携しながら県内外に向けて情報発信を行い、観光入込客数の増大を図る。

また、広報活動の一環としてプレスツアーを実施するとともに、映画やテレビドラマ等のロケーション候補地としてPRするなど、全国的な知名度向上を図る。

(3) 観光・交流施設の整備

交流施設「波止の家」を観光拠点として有効活用していく。今後は、空き家を利用した休憩施設、店舗等を整備するとともに、遊歩道・公衆トイレ等、観光施設の整備・充実を図る。

さらに、山頂の灯台からの景観を守るため、雑木の伐採、せん定や草刈りなど適切な管理・整備を図る。

第1 1 節 地域間交流の促進に関する事項

1 現況と課題

他地域との交流については、釣り、サーフィン等のマリンスポーツをはじめ、廃校施設を利用した合宿やオリエンテーリング、シラタマモの保護活動、近畿在住の町出身者で構成される「近畿牟岐会」との交流会等の実績がある。

今後はこうした交流機会をさらに拡大し、地域の活性化につなげていくことが重要であるが、住民の高齢化に伴い、能動的な地域活動を担う人材が不足しており、行政の支援や本土住民と連携した仕組みづくりが必要である。

また、平成28年にサテライトオフィス「HARBOR出羽島」が開設され、数日から数カ月単位で都市部や海外のクリエイティブ人材・企業に貸し出す短期滞在施設として運用されているが、恒常的に利用している人材・企業等はない。

2 施策の内容

国民のゆとりある生活や自然環境に対する関心が高まる中、本地域の優れた海洋資源を生かした体験型・滞在型交流、自然環境の保全を目的とした調査研究やボランティア活動、本土の教育機関等による体験学習・環境教育など他地域との交流を推進し、交流人口及び関係人口の拡大による地域の活性化を図り、自立的発展を促進する。

そのための取組として、町及び地域住民等は相互に協力し、本地域ならではの交流・体験プログラム（漁業体験、テングサ採取とトコロテンづくり講習、磯場での自然観察会、シラタマモの保護活動、地域の歴史・民俗の語り部、出羽島アート展の開催等）を展開する。

また、令和3年度に本土側の「モラスコむぎ」を改修し、コワーキングスペース等を整備した。今後、出羽島のサテライトオフィス「HARBOR出羽島」と連携した取組を検討していく。

(1) 交流プログラムの開発

都市等の人々が地域に求めるニーズの把握に努め、多彩な体験・交流プログラムを開発する。この過程においては、住民、行政、学識経験者等によるワークショップを開催するとともに、本土側の住民や島出身者、離島に関心の高いボランティア人材等の参画も得て、幅広い視点から地域資源を再発掘していくことを検討する。

また、既に都市等との交流に一定の成果を挙げている先進地との意見交換を行い、課題の克服を図ることも検討する。

(2) 受入態勢の整備

地域住民を中心に交流の担い手となる人材の育成、組織づくりを進める。また、地域間交流の拠点として、集会所・空き家等の有効活用を検討する。

第12節 自然環境の保全及び再生に関する事項

1 現況と課題

本地域は、集落地を除く島全体が室戸阿南海岸国定公園に指定されており、温暖な気候に恵まれ、県内でも分布の少ないアコウやシラタマカズラなどの亜熱帯植物が繁茂している。また世界的に珍しい「シラタマモ」も自生する自然環境豊かな地域である。

2 施策の内容

貴重な自然環境の保全及び適正な利用を図るとともに、家庭ごみ等の減量化を進める。

また、漂着ごみ対策として、本土側の住民や島外及び県外からのボランティアにより行われているビーチクリーン活動を継続しつつ、地域の自然環境の保全に努める。

第13節 エネルギー対策に関する事項

1 現況と課題

島内では令和4年4月現在、再生可能エネルギーの利用等は進んでいない。災害等にも強い再生可能エネルギーによる自立・分散型エネルギー供給システムの構築を進めていく。

2 施策の内容

再生可能エネルギーの利用推進と災害等にも強い波力発電、太陽光発電等による自立・分散型エネルギー供給システムの構築をはかるとともに石油製品価格の低廉化にも努める。

第14節 防災対策・国土保全施設等の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 消防・防災体制

本地域は地形的に平地が少なく、集落に人家が密集しているため、火災による類焼の危険性が高い。また、近い将来には南海トラフ巨大地震の発生も予測されているところである。このため、地元消防団を中心に地域防災体制を整え、防災啓発活動や消火栓等の点検、消火器を使った消火訓練、地震・津波を想定した避難訓練等を行い、防災意識を高めている。

今後の課題として、住民の高齢化に伴う地域防災体制の弱体化が懸念されている。

(2) 国土保全施設

急傾斜地や地すべり地区の対策は、ほぼ完了し、地震による津波対策のための避難路も整備されている。

また、これまで実施してきた漁港海岸事業及び建設海岸事業により、防潮堤等の設置は完了しているが、集落周辺において津波対策の護岸整備をさらに強化する必要がある。

(3) 避難路・避難施設

避難場所は4箇所あるが、避難路は道幅が狭く、拡幅、改良、手すりの設置、路面補修の必要性がある。また、津波避難タワーが1箇所あるが、耐震診断及び改修が必要である。

2 施策の内容

(1) 南海トラフ巨大地震対策の推進

県では、東日本大震災の課題と教訓から、早急に実施すべき対策を網羅した「とくしまー0作戦」地震対策行動計画を平成23年度に策定し、毎年度、進捗管理及び改定を行いながら、各種施策を推進している。

町においても、令和3年2月に「牟岐町地域防災計画」を策定しており、本島は島全体が津波浸水被害区域に指定されている。計画を踏まえ、地区防災計画の作成や地域防災計画を早急に見直し、南海トラフ巨大地震への対策を進め、住民、関係機関等が一体となって南海トラフ巨大地震に対する備えを強化する。

(2) 地域防災体制の充実

住民相互の連帯感のもと、地域防災体制の強化を図り、住民と県、町及び関係機関が協同して防災訓練や啓発活動に取り組み、災害時の適切な対応を確保する。

また、消防用設備については、高齢者等でも簡単に操作ができるよう施設整備を推進する。

(3) 防災基盤の整備

整備した出羽島ヘリポート及び出羽島集会所（旧出羽小体育館）を中心に、災害時の緊急避難場所としての施設整備を行い、救援物資等の備蓄を計画的に進める。

(4) 国土保全施設の整備

急傾斜地や地すべり地区については、現場の状況に応じて適切な対策を施し、人命の安全を確保する。

また、地震による津波対策として、老朽化した堤防を補強するとともに、集落周辺の護岸に消波ブロック等を設置する。

(5) 避難路・避難施設の整備

避難場所・避難路の改修等を行うとともに備蓄倉庫・非常用電源等の確保に努める。また、新たな避難場所（高台）と避難路の整備にも努める。

第15節 人材の確保及び育成に関する事項

1 現況と課題

本地域は高齢者が大半であるため、産業、観光、情報、福祉、教育、防災等の各分野において、地域づくりを担う人材が不足しており、地域の振興に寄与する人材の確保・育成が急務である。

2 施策の内容

地域の振興に寄与する人材の確保・育成を図るため、島外に住む島内出身者の活用、人材の誘致など島外からの支援等を図りつつ、UJIターン等による人材を確保するため、就業等に関する情報提供、相談窓口の開設、技術指導者研修等を積極的に実施する。

第16節 その他に関する事項

1 産業振興促進事項

本事項は主として牟岐町が定める産業振興促進事項について、記載するものとする。

(1) 産業の振興を促進する区域

本事項の対象区域は、離島振興対策実施地域として指定されている出羽島全域とする。

(2) 振興すべき業種

本事項における振興すべき業種は、農林水産業、製造業、小売業、飲食業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、その他サービス業等とする。

(3) 期間

本事項の期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。

(4) 当該業種の振興を促進する上での課題及び事業内容

本事項については、「出羽島地域振興計画」の第3節、第4節、第10節、第11節の該当部分のとおり。

(5) 役割分担に関する事項

主体	役割
徳島県	各種制度の活用促進及び設備投資・雇用促進等の情報提供、その他の支援等
牟岐町	各種制度の活用等による地域振興及び産業振興の促進、産業振興推進のための各種団体への支援・助言等
各関係団体等	島のPR活動の実施、人材育成等

(6) 目標

【農林水産業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【製造業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【小売業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【旅館業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：1件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：1名

【飲食業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：4名

【農林水産物等販売業】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：2件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【情報サービス業等】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：1件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

【その他サービス業等】

- ・計画期間中に行われる新規設備投資件数：1件
- ・当該新規設備投資による新規雇用者数：2名

(7) 評価に関する事項

目標の達成状況評価に関しては、牟岐町及び出羽島部落会で5年ごとに行い、徳島県に報告する。